

令和4年横審第21号

裁 決

作業船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年1月15日08時05分

茨城県鹿島港南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 作業船A

漁船B

総 ト ン 数	4.9 トン	2.0 トン
登 録 長	11.95 メートル	6.36 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力	450 キロワット	
漁船法馬力数		110 キロワット

3 事実の経過

Aは、平成8年5月に進水し、船体中央やや船尾寄りに操舵室を設け、同室前部やや左舷寄りに舵輪及び自動操舵装置、その前方に左舷側からGPSプロッター、ソナー及び魚群探知機、左舷側に機関回転計及びGPSプロッター、右舷側にレーダー及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製作業船で、a受審人ほか1人が乗り組み、作業員3人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、鹿島港洋上風力発電事業に係る環境影響評価業務の一環である魚類調査の目的で、船首0.3メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和4年1月15日07時34分鹿島港北部の係留地を発し、同港南方沖合約3海里の調査予定海域に向かった。

a受審人は、ヘッドアップ表示で3海里レンジ設定としたレーダー及びGPSプロッター2台をそれぞれ作動させ、甲板員を操舵室後部に、作業員3人を船首部にそれぞれ待機させ、自らは舵輪後方で立った姿勢で操船に当たり、船首方を一べつしたのち、07時59分僅か前鹿島港導灯（後灯）から117.5度（真方位、以下同じ。）1,240メートルの地点で、針路を調査予定海域に向く150度に定め、機関を回転数毎分1,900にかけ、17.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵で進行し、時折、レーダー及びGPSプロッターで船首方位を確かめながら、その場で腰を落とした低い姿勢になり、調査計画書に記載の作業要領の確認を始めた。

a 受審人は、08時03分僅か過ぎ鹿島港導灯（後灯）から138度1.76海里の地点に達したとき、正船首1,030メートルのところに、Bを視認することができ、その後、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、ほとんど移動しないことから錨泊中であることが分かり、Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針したとき船首方を一べつして船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

a 受審人は、Bを避けることなく進行中、08時05分鹿島港導灯（後灯）から141度2.30海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部がBの右舷船首部に前方から60度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、昭和62年10月に進水し、船体中央部に舵輪、魚群探知機、機関遠隔操縦装置及び機関回転計を組み込んだ一体型の風防付操舵スタンド、船尾に船外機をそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として救命胴衣の笛を備えたFRP製漁船で、b 受審人ほか1人が乗り組み、いずれも救命胴衣を着用し、素潜り漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日07時20分鹿島港中部の係留地を発し、同港南方沖合約1,300メートルの漁場に向かった。

b 受審人は、鹿島灘を南下して前示漁場に至り、07時55分前示衝突地点付近で、船首から重量約7 kilogramsのダンフォース型錨を水深約8メートルの海中に投じ、同錨に長さ1.5メートルのステン

レス製チェーンを取り付け、同チェーンに連結した直径30ミリメートル長さ40メートルの合成繊維製錨索を約20メートル延出して船首部のクリートに係止し、船首を西方に向けて機関を停止した後、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示しないまま、錨泊を開始し、甲板員を左舷船尾部で見張りに当たらせ、自らはウェットスーツの上に約10 kilogramsの重りを腰に巻き、素潜り漁の準備を整えて海中に入り、Bから離れて操業を始めた。

b受審人は、08時03分僅か前前示衝突地点で、船首が270度を向いていたとき、2回目の潜水を終えて息継ぎのため浮上したところ、甲板員からAの存在を知らせる報告を受け、右舷船首60度1,070メートルのところに、南方に向首している同船を初めて視認し、08時03分僅か過ぎ衝突地点で、Aが右舷船首60度1,030メートルのところとなったとき、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かずに錨泊を続け、浮上中の休憩時間が経過したので、Bから離れて操業を再開した。

こうして、b受審人は、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、08時05分僅か前3回目の潜水を終えて浮上したところ、右舷船首至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が270度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じたが、後に修理され、Bは、右舷船首部外板及び操舵スタンドにそれぞれ圧壊等を生じて後に廃船処理された。

(航法の適用)

本件は、鹿島港南方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したものであるが、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶に適用する定型的航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、鹿島港南方沖合において、調査予定海域に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことよって発生したが、Bが、動静監視不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、鹿島港南方沖合において、調査予定海域に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針したとき船首方を一べつして船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bを廃船とさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、鹿島港南方沖合において、素潜り漁のため錨泊中、右舷船首方に南下するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよ

う、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けてAとの衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bを廃船とさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年12月6日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁